

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公表番号】特表2006-506707(P2006-506707A)

【公表日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2006-008

【出願番号】特願2004-551491(P2004-551491)

【国際特許分類】

**G 0 6 F 13/00 (2006.01)**

【F I】

G 0 6 F 13/00 5 4 0 P

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月28日(2007.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファーストサーバからクライアントコンピュータへインターネットを介して、ウェブページをクライアントコンピュータにダウンロードし、

前記ウェブページのURLをメッセージサーバへ送信するステップと、  
コンテクストルールと該ルールに合致するコンテンツとを含む連続メッセージユニット(CMU)を該メッセージサーバから受信するステップと、

前記ウェブページのタイトル、コンテクスト及びコンテンツを分析するステップと、  
前記コンテクストルールが満たされているか否かを判断するため、前記分析ステップの結果を前記コンテクストルールと比較するステップと、

該ルールに合致するコンテンツをユーザに対して表示するようクライアントコンピュータに指示することによって、ルールを満たしていることに対して応答するステップと、  
からなるレジデントクライアントメッセージユニットを採用する、

クライアントコンピュータのインターネットユーザにコンテンツを提示する方法。

【請求項2】

さらに、前記受信の前にサーバにドメインを送信する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ルールは、特定のドメインに対するものである、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

さらに、前記取得された情報を提示する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記提示は、ポップアップウィンドウに前記情報を提示する、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記提示は、ユーザが特定した位置に前記情報を提示する、請求項4に記載の方法。

【請求項7】

前記提示は、デフォルトの位置に前記情報を提示する、請求項4に記載の方法。

【請求項8】

前記提示は、HTMLバナー上に前記情報を提示する、請求項4に記載の方法。

【請求項9】

ファーストサーバからクライアントコンピュータへインターネットを介して、ウェブペ

ージをクライアントコンピュータにダウンロードし；

前記ウェブページのURLをセカンドサーバへ送信し；

コンテクストルールと該ルールに合致するコンテンツとを含む連続メッセージユニット(CMU)を該セカンドサーバから受信し；

前記ウェブページのタイトル、コンテクスト及びコンテンツを分析し；

前記コンテクストルールが満たされているか否かを判断するため、前記分析の結果を前記コンテクストルールと比較し；

該ルールに合致するコンテンツをユーザに対して表示することによってルールを満たしていることに対して応答する、方法を実行するための指令を記憶したコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 10】

前記方法は、さらに、前記受信の前にサーバにドメインを送信する、請求項9に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 11】

前記ルールは、特定のドメインに対するものである、請求項9に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 12】

前記方法は、さらに、前記取得された情報を提示する、請求項9に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 13】

前記提示は、ポップアップウィンドウに前記情報を提示する、請求項12に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 14】

前記提示は、ユーザが特定した位置に前記情報を提示する、請求項12に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 15】

前記提示は、デフォルトの位置に前記情報を提示する、請求項12に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 16】

前記提示は、HTMLバナー上に前記情報を提示する、請求項12に記載のコンピュータ読取可能媒体。

#### 【請求項 17】

ファーストサーバからクライアントコンピュータへインターネットを介して、ウェブページをクライアントコンピュータにダウンロードするためのウェブエンジン手段と、

前記ウェブページのURLをセカンドサーバへ送信し、コンテクストルールと該ルールに合致するコンテンツとを含む連続メッセージユニット(CMU)を該セカンドサーバから受信するためのコミュニケーション手段と、

前記ウェブページのタイトル、コンテクスト及びコンテンツを分析し、前記コンテクストルールが満たされているか否かを判断するため前記分析の結果を前記コンテクストルールと比較し、該ルールに合致するコンテンツをユーザに対して表示することによってルールを満たしていることに対して応答するためのCMU手段と、からなるクライアントコンピュータを備えた、システム。

#### 【請求項 18】

コンテクストルールとコンテンツのセットを記憶させたメッセージサーバを備え、該コンテンツは特定のルールに合致し、

メッセージサーバにおいてメッセージをクライアントコンピュータから受信し、かかるメッセージは、ウェブページをダウンロードすることによりクライアントコンピュータが接続を開始しているウェブサイトを特定し、

コンテクストルール及びそれに合致するコンテンツがクライアントコンピュータへの送信に適切であると決定する、方法。

**【請求項 19】**

さらに、前記決定されたメッセージを送る、請求項18に記載の方法。

**【請求項 20】**

前記決定は、さらに、前記リクエストとともに送信されたユーザIDに基づく、請求項18に記載の方法。

**【請求項 21】**

前記決定は、さらに、履歴ベースターゲットデータに基づく、請求項20に記載の方法。

**【請求項 22】**

コンテクストルールとコンテンツのセットを記憶させたメッセージサーバを備え、該コンテンツは特定のルールに合致し、

メッセージサーバにおいてメッセージをクライアントコンピュータから受信し、かかるメッセージは、ウェブページをダウンロードすることによりクライアントコンピュータが接続を開始しているウェブサイトを特定し、

コンテクストルール及びそれに合致するコンテンツがクライアントコンピュータへの送信に適切であると決定する、方法を実行するための指令を記憶したコンピュータ読取可能媒体。

**【請求項 23】**

前記方法は、さらに、前記決定されたメッセージを送る、請求項22に記載のコンピュータ読取可能媒体。

**【請求項 24】**

前記決定は、さらに、前記リクエストとともに送信されたユーザIDに基づく、請求項22に記載のコンピュータ読取可能媒体。

**【請求項 25】**

前記決定は、さらに、履歴ベースターゲットデータに基づく、請求項24に記載のコンピュータ読取可能媒体。